

1963年1月16日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分~午後3時36分)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	相嶺正康	9番	安里安明	10番	又吉正弘
12番	大川昇	13番	伊佐真得	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番	石田英正	11番	石川繁	14番	仲村喜永
----	------	-----	-----	-----	------

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明者として出席したものは次のとおりである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳	収入役	仲村春松
総務課長	松川正義	経済課長	沢し安一	財政課長	当山全喜
建設課長	桑江良徳	水道課長	奥里将俊		

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長	松川正義	書記	照屋毅	伊佐正義
-----	------	----	-----	------

6. 議事日程は次のとおりである。

■程第1. 議案第3号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について。

■程第2. 決議案第1号 引あげ者在外資産国家補償に関する要請決議について。

1963年1月16日(第2日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時30分～午後3時36分)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	天久	豪太郎	2番	比嘉	定亮	3番	天久	盛雄
4番	安次富	盛信	5番	石川	真六	6番	仲村	春果
7番	柏領	正康	9番	安里	安明	10番	又吉	正弘
12番	大川	昇	13番	伊佐	真得	15番	宮城	盛昌
16番	宮里	敏行	17番	伊佐	貞寿	18番	中里	幸助
19番	武島	行男	20番	仲村	盛光	21番	古波藏	清次郎

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 石田 英正 11番 石川 繁 14番 仲村 喜水

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明者として出席したものは次のとおりである。

市長 仲村 春勝 助役 呉 屋真徳 収入役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 経済課長 沢し 安一 財政課長 当山 全喜
建設課長 桑江 良徳 水道課長 奥里 将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 毅 伊佐 正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 議案第3号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について。

日程第2. 決議案第1号 引あげ者在外資産国家補償に関する要請決議について。

7. 会議の顛末.

議長～出席18名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しました。よつて只今より(第2日目)の会議を開きます。(午前10時30分)

議長～日程第1. 議案第3号 直野湾市税条例の一部を改正する条例についてを、上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～提案理由にもあります通り、立法第30号でもつて1962年6月21日公布になつております。これはおもに不動産取得税の運用についてであります。従来のは運用面で不備な点があると云う観点から改正立法されております。

この改正立法に基づいて、当市と致しましても条例の一部を改正したいと思つて提案してあります。

内容については質疑にお答えしたいと思つておりますので、宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案の質疑に入ります。

5 番～提案者の御説明にもありましたが、大体母法に準じてあるとのことでしたが、この改正案は内容、条文とも母法とそつくりであります。母法で明文化されているにもかかわらず、あえて条例として設定しなければならない理由について御説明願います。

助役～従来の条例では、運用面において不備な点があるとのことと改正立法され、条例の改正からして重ふくする点多々あると思ひますが、本法に準じてやつた方がよいとのことと改正したい。

5 番～母法に準じてとのこととありますが、これは内容だけでなく、条文そのものも全く母法そのままであるが、行政執行の面から母法の条文をそのまま条例として設定する必要があるかどうか。この条例の中には、第105条2項、105条4、105条6。その位は条例にうたふ必要があると認められるが、それ以外の条文は必要ないと思ひますが、徴税執行面において必要があるかどうか疑問になる条例案であります。何故設定しなければならないか具体的に御説明願います。

財政課長～これは重ふくする点もあるかと存じますが、中部地区の財政研究会において、条例を改正する場合、中部は統一した処の条例を設定した方がよいとのことと、申し合せたものでございます。

7. 会議の顛末.

議長～出席18名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しました。よつて只今より(第2日目)の会議を開きます。(午前10時30分)

議長～日程第1.議案第3号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを、上程致します。書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

助役～提案理由にもあります通り、立法第30号でもつて1962年6月21日公布になつております。これはおもに不動産取得税の運用についてであります。従来のは運用面で不備な点があると云う観点から改正立法されております。この改正立法に基づいて、当市と致しましても条例の一部を改定したいと思つて提案してあります。内容については質疑にお答えしたいと思つておりますので、宜しく御審議の程をお願い致します。

議長～本案の質疑に入ります。

5番～提案者の御説明にもありましたが、大体母法に準じてあるとのことでしたが、この改正案は内容、条文とも母法とそつくりであります。母法で明文化されているにもかかわらず、あえて条例として設定しなければならない理由について御説明願います。

助役～従来条例では、運用面において不備な点があるとのことと改正立法され、条例の改正からして重ふくする点も多々あると思ひますが、本法に準じてやつた方がよいとのことと改正したい。

5番～母法に準じてとのこととありますが、これは内容だけでなく、条文そのものも全く母法そのままであるが、行政施行の面から母法の条文をそのまま条例として設定する必要があるかどうか。この条例の中には、第105条2項・105条4・105条6。その位は条例にうたふ必要があると認められるが、それ以外の条文は必要ないと思ひますが、徴税執行面において必要があるかどうか疑問になる条例案であります。何故設定しなければならないか具体的に御説明願います。

財政課長～これは重ふくする点もあるかと存じますが、中部地区の財政研究会において、条例を改正する場合、中部は統一した処の条例を設定した方がよいとのことと、申し合せたものでございます。

5 番～中部地区の財政研究会において申し合せたものであるとのことであり
ますが、たとえ中部市町村の各執行部の申し合せにしろ、母法にある
処の条文をそのまま条例として設定しなければならないのかと云ふ私
の質問であります。
附則第2の規定に従いますならば、若しこれを実施した場合は不動産
取得に関する条例第102条と母法との関連について。

5 番～現行条例の第102条には、不動産取得税の算定の場合、課税標準か
ら控除出来る場合は、建物、土地の両方になつておりますが、建物、~~建~~
住宅を建てるための土地、この取得の場合にも取得価格から控除出来
るか。出来ないか。
現行条例には控除出来るようにうたわれているが、第102条これが
いわゆる課税標準を算定する場合に、不動産取得の価格から170\$
控除出来るかどうか。

助 役～第102の方に控除の額が示めされておりますが、今度の改正では家
屋の方が、どう云うものに対してはどうすると云うことで、850\$
を控除するようになつております。
土地については全額から170\$に税率を乗じた額を控除すると云う
ことになつておりますが、前の方では170\$を取得した額から控除
するとなつております。額そのものには別に変つておりません。

4 番～先の御説明の中で、従来の条例では運用面で不備があつたとのことと
ありましたが、具体的にどう云う面が不備であつたのか、又現行の条
例で支障があつたかどうか。
それにこの改正案を見た場合に長々しい条文でかえつて誤しやく困る
と思うので、全市民が分かりやすい条文に改めることは出来ないか。

助 役～これについては、前の議会においても運用面について話し合いがあり
ましたが、前の場合には住居の用に供する建築物となつておりました
が、今度の改正では具体的に明文化されておる。
又簡単に条例化することは出来ないかとのことについては、先に財政
課長からの説明があつた通りであります。

4 番～改正の主な理由は、住居の用に供すると云う分だけか。外にはござい
ませんか。

助 役～前の議会においても疑義が生じたと云うことも、住居の用に供すると
云う面で、貸住宅とか自分の住居等に疑義があり、これを明文化した

議 長～暫休憩致します。(午前11時7分)

議 長～再開致します。(午前11時55分)

5 番～中部地区の財政研究会において申し合せたものであるとのことですが、たとえ中部市町村の各執行部の申し合せにしろ、母法にある処の条文をそのまま条例として設定しなければならないのかと云ふ私の質問であります。

附則第2の規定に従いますならば、若しこれを実施した場合は不動産取得に関する条例第102条と母法との関連について。

5 番～現行条例の第102条には、不動産取得税の算定の場合、課税標準から控除出来る場合は、建物、土地の両方になつておりますが、建物、~~土地~~住宅を建てるための土地、この取得の場合にも取得価格から控除出来るか。出来ないか。

現行条例には控除出来るようにうたわれているが、第102条これがいわゆる課税標準を算定する場合に、不動産取得の価格から170\$控除出来るかどうか。

助 役～第102の方に控除の額が示めされておりますが、今度の改正では家屋の方が、どう云うものに対してはどうすると云うことで、850\$を控除するようになっております。

土地については全額から170\$に税率を乗じた額を控除すると云うことになっておりますが、前の方では170\$を取得した額から控除するとなつております。額そのものには別に變つておりません。

4 番～先の御説明の中で、従来条例では運用面で不備があつたとのことでしたが、具体的にどう云う面が不備であつたのか、又現行の条例で支障があつたかどうか。

それにこの改正案を見た場合に長々しい条文でかえつて解しやく困ると思うので、全市民が分りやすい条文に改めることは出来ないか。

助 役～これについては、前の議会においても運用面について話し合いがありました。前の場合には住居の用に供する建築物となつておりましたが、今度の改正では具体的に明文化されておる。

又簡単に条例化することは出来ないかとのことについては、先に財政課長からの説明があつた通りであります。

4 番～改正の主な理由は、住居の用に供すると云う分だけか。外にはございませんか。

助 役～前の議会においても疑義が生じたと云うことも、住居の用に供すると云う面で、貸住宅とか自分の住居等に疑義があり、これを明文化した

議 長～暫休憩致します。(午前11時7分)

議 長～再開致します。(午前11時55分)

副議長～議長と交代致します。
(20番退場)

副議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。午後は1時より再開
致します。
休憩します。(午後零時)

副議長～出席17名であります。午前に引続き議案第3号「宜野湾市税条例の
一部を改正する条例」についての質疑を願います。

副議長～議長と交代致します。
休憩致します。(午後1時25分)

議長～再開致します。(午後3時10分)

助 役～議案第3号「宜野湾市税条例の一部を改正する条例」について、審議の
途中ではございますが、当局としても後暫く検討したいと思ひますの
で、一応日頭でもつてつ返致したいと思ひますので御承諾願います

議長～議案第3号「宜野湾市税条例の一部を改正する条例」について、撤回し
たいとの申し出がございましたが、撤回して良いかどうかお諮り致し
ます。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第3号「宜野湾市税条例の一部を改正
する条例」についてを、撤回することを承認決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時12分)

議長～再開致します。(午後3時14分)

議長～只今配布致しました、引あげ者在外資産國家補償に関する要請決議に
ついての決議案が参つてをりますが、日程に追加するかどうかお諮り
致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、日程第2「決議案第1号引あげ者在外資産
國家補償に関する要請決議」についてを追加することに決定致します。

議長～日程第2「決議案第1号引あげ者在外資産國家補償に関する要請決議
」についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

副議長～議長と交代致します。
(20番退場)

副議長～午前の日程はこれを以つて終ることに致します。午後は1時より再開
致します。
休憩します。(午後零時)

副議長～出席17名であります。午前に引続き議案第3号 宜野湾市税条例の
一部を改正する条例についての質疑を願います。

副議長～議長と交代致します。
休憩致します。(午後1時25分)

議長～再開致します。(午後3時10分)

助役～議案第3号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について、審議の
途中ではございますが、当局としても後暫く検討したいと思ひますの
で、一応口頭でもつてつ返致したいと思ひますので御承諾願います

議長～議案第3号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例について、撤回し
たいとの申し出がございましたが、撤回して良いかどうかお諮り致し
ます。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第3号 宜野湾市税条例の一部を改正
する条例についてを、撤回することを承認決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時12分)

議長～再開致します。(午後3時14分)

議長～只今配布致しました、引あげ者在外資産国家補償に関する要請決議に
ついての決議案が参つてをりますが、日程に追加するかどうかお諮り
致します。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、日程第2.決議案第1号引あげ者在外資産
国家補償に関する要請決議についてを追加することに決定致します。

議長～日程第2.決議案第1号引あげ者在外資産国家補償に関する要請決議
についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

3 番～現在本土以外の外地におりました、外地資産をもつている引あげ者が、
 宜野湾市だけで1,588名、全沖縄においても8万7千余以上の引あ
 げ者がおりますが、これについては平和条約の中にも又ハーグ陸戦
 慣例条約の中にも、私有財産はほつ取しないと云うようなことと
 ございませぬが、日本政府としては、一応在外資産の面を外交にあ
 たつてお
 ります。それに対する補償は全然してないことと云うことで、た
 びたび引あげ
 者からその是非を要請はしておりますが、未だに補償
 はなされてないので、これを突現させるために皆様方のお力を
 かりて
 各関係庁に要請したいと思つて提案した次第でございます。
 どうぞ宜しく願ひ申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～在外資産の総額はドルで表し、私有財産を邦貨で表した理由について

総務課長～在外資産については國家補償の對象になつておりますのでドルで換
 算して、その資料も集められているようであります。今度はこの対
 する補償と云う場合には、日本政府の行爲になりますので邦貨になつ
 ております。

議長～質疑打ち切りの声がございますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案の質疑を打切ることと致します。

議長～では本案の討論を求めます。

5 番～法的根きよに基づいた要請決議案でございますので、当然決議すべき
 ものであると思つたので、原案に賛成致します。

議長～外にございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思つたが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打切ることと致します。

議長～では決議案第1号引あげ者在外資産國家補償に関する要請決議につい
 てを表決に付します。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

3 番～現在本土以外の外地におりました、外地資産をもつている引あげ者が宜野湾市だけで1,588名。全沖縄においても8万7千余以上の引あげ者がおりますが、これについては平和条約の中にも又ハーグ陸戦法規慣例条約の中にも、私有財産はほつ収しないと云うようなこととございますが、日本政府としては、一応在外資産の面を外交にあたりま~~ま~~お~~り~~ます。それに対する補償は全然してないと云うことで、たびたび引あげ者からそのすじに是非支払うよう要請はしておりますが、未だに補償はなされてないので、これを実現させるために皆様方のお力をかりて各関係庁に要請したいと思つて提案した次第でございます。どうか宜しくお願い申し上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

5 番～在外資産の総額はドルで表し、私有財産を円貨で表した理由について

総務課長～在外資産については国家補償の対象になつておりますのでドルで換算して、その資料も集められているようであります。今度はこれに対する補償と云う場合には、日本政府の行為になりますので円貨になつております。

議長～質疑打ち切りの戸がございしますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異がないものと認め、本案の質疑を打ち切ることに致します。

議長～では本案の討論を求めます。

5 番～法的根きよに基づいた要請決議案でございますので、当然決議すべきものであると思つたので、原案に賛成致します。

議長～外にございませんか。なければ討論を打ち切りたいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、討論を打ち切ることに致します。

議長～では決議案第1号引あげ者在外資産国家補償に関する要請決議についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、決議案第一号引あげ者在外資産國家補償に関する要請決議案について、原案通り可決決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議長～再開致します。(午後3時35分)

議長～全日程終了致しましたので、これを以つて第6回宜野湾市議会臨時会を閉ぜるところに致します。

2日間にわたり慎重なる御審議をして戴きどうも御苦労様でした。閉会(午後3時36分)

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを確認するため、ここに署名する。

1968年1月16日

議長～おひがなりのおしめ、宜野湾市議会議長のごとにいたします。

副議長

議事録署名議員 宮城 誠昌
議事録署名議員 稲垣 乙彦

議長～おれをさいますか。おれはこれに署名するつもりですが。

(おれをさいますか)

議長～おれをさいますか。おれはこれに署名するつもりですが。

議長～おれをさいますか。おれはこれに署名するつもりですが。

議 長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異がないものと認め、決議案第1号引あげ者在外資産国家補償に関する要請決議についてを、原案通り可決決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午後3時24分)

議 長～再開致します。(午後3時35分)

議 長～全日程終了致しましたので、これを以つて第6回宜野湾市議会臨時会を閉ずることに致します。
2日間にわたり慎重なる御審議をして戴きどうも御苦労様でした。
閉会(午後3時36分)

上記会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1963年1月16日

宜野湾市議会議長

” 副議長

議事録署名議員

議事録署名議員

宮崎 誠
松本 正